

さぬきこどもの国西ウイングエリア屋外遊具リニューアル 設計業務仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

さぬきこどもの国西ウイングエリア屋外遊具リニューアル設計業務

2 対象施設

- (1) 名称 さぬきこどもの国 西ウイングエリア屋外遊具
- (2) 所在地 高松市香南町由佐 3 2 0 9
- (3) 敷地 遊具整備エリア内
- (4) 竣工 平成 7 年 4 月
- (5) 対象箇所 別紙図面のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 8 日

4 成果品納入場所

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課

5 リニューアルの目的

さぬきこどもの国は、児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学との触れ合いを通じて児童の科学に親しむ心を育み、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的とした施設である（児童福祉法に基づく児童厚生施設（A型児童館））。

高松空港に隣接した立地であり、西ウイングエリアには、開園当初から飛行機の形を模した屋外遊具を設置しているが、開園以降 28 年以上が経過し老朽化している。

社会情勢の変化に伴い、児童を取り巻く環境が変化しており、現在の児童の発達に沿った形で、児童の育成に必要な屋外遊具等のリニューアルを行う。

6 リニューアルのコンセプト

リニューアルについては、次のコンセプト（基本的な考え方）により実施する。

【コンセプト（基本的な考え方）】

香川県では、子どもの肥満割合が増加傾向にあり、また、コロナ禍等の影響もあって、子どもの体力や運動能力が低下している。さぬきこどもの国は広く県民に親しまれる施設であることから、今回の整備を通して子どもの体力づくりや運動能力向上など、子どもの健康増進に寄与する施設を目指す。

西ウイングエリアは見晴らしがよく、適度な高低差もあり、健康づくりや体力づくりを行うためにふさわしいエリアであることから、北側 1 箇所と南側 2 箇所の 3 つのゾーンに分けて、エリア全体を広く活用し、年度ごとに各ゾーンの整備を行う。ゾーンごとに年齢や能力に応じて独自の体験ができ、幅広い年齢層の子どもや大人が利用できる場とする。

また、屋根付き休憩スペースは、フォトスポットとなるようなデザイン性のあるものを整備し、健康づくりの間に子どもを安心して見守り、休憩をしながら親子の時間を過ごす

ことで子どもの心を満たしつつ、「子育て県かがわ」のシンボルとして県内外から訪れる利用者に、楽しみながら健康増進につながる遊びの場を提供する。

7 リニューアル内容等

以下のとおりリニューアルの内容及び整備・撤去を行う遊具等を示す（別紙「西ウイングエリア現在の大型遊具配置図」「西ウイングエリア整備イメージ図」を参照すること）。

なお、6「リニューアルのコンセプト」及び次に掲げる表の内容を含んだ提案とすること。

区分	設備名等	リニューアル内容・備考
① 新設	木製アスレチックゾーン	(対象：幼児・小学生・中学生) ・様々なアスレチック体験を行い、楽しみながら運動能力を向上できるゾーンにすること。
	ロープネットゾーン	(対象：小学生以上) ・多様なロープネット遊具を設置することで、バランス感覚や運動能力を鍛えるゾーンにすること。
	家族で遊べるゾーン	(対象：年齢制限なし) ・幅広い年齢層が遊べる遊具や遊び方を限定しない遊具及び健康遊具を設置し、多様な年齢層が遊びを通して体力増進を行い、社会性や協調性を育むことができる場とすること。
	屋根付き休憩スペース	・家族で遊べるゾーンの整備に併せて、日陰で、休憩したり、見守る事ができる場所を確保すること。 ・フォトスポットとなるような、子どもだけでなく大人も視覚的に楽しめる場所とすること。
② 存置・ 移設等	ベンチ・東屋	・ベンチ・東屋を存置すること。 (なお、リニューアル全体の提案内容を考慮して移設することも可とする。)
	小型遊具（健康遊具等）	・小型遊具（健康遊具等）を活用すること。 (なお、リニューアル全体の提案内容を考慮して移設又は撤去することも可とする。)
③撤去	ザイルヘリコプター 玉虫飛行機 ライトフライヤー リリエントールグライダー エアポートターミナル スカイロープ	・左記6つの遊具及び看板を撤去すること。
④ その他	○エリア全体の調和	・それぞれのゾーンに設置する遊具や屋根付き休憩スペース等（以下「遊具等」という。）が、西ウイングエリア全体で調和が取れるように配慮すること。
	○遊具等の熱さ対策	・遊具等が高温となり、やけどなどの健康被害につながる可能性があるため、子ども達が安全・安心に利用できるように、熱さ対策を講じること。
	○制限表面に問題のない形状・整備方法等	・航空法第49条によって規定される制限表面に考慮し、撤去・整備、設置及び使用・維持管理に問題がないように整備すること。

	○効果的な遊具の配置及び運動効果や難易度の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスよく運動効果が得られるように、難易度を考慮して遊具を配置すること。 ・遊具で遊ぶ子どもの流れがスムーズになるように工夫すること。 ・設置する遊具の期待できる運動効果や難易度を明確にすること。
	○利用者に親しまれる工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備するゾーンや各遊具等に愛称を付けるなど、利用者に親しまれる工夫をすること。
	○遊具等の整備・撤去スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から8年度にかけて3つのゾーンの整備を行うものとし、各年度1つのゾーンの遊具等の撤去及び整備を行うこと。 ・屋外遊具等の利用休止を最小限とする必要があるため、利用禁止となる期間を短くするとともに、利用者の少ない時期とする、他のゾーンや周辺施設は利用可能とする、老朽化が進んだ遊具から撤去・整備を行うなど、利用者に配慮した整備を行うこと。

8 設計業務の内容

本業務は、エリア全体の基本設計を作成すること及び基本設計から引き続いて来年度（令和6年度を予定）に整備するゾーンの発注のための実施設計を作成することを目的とする。

I 基本設計

受託者は本仕様書に基づき、プロポーザルでの企画提案書の内容を踏まえ、以下の業務について県と協議の上、その承認を得て進めていくものとする。

また、県の指示に応じ、設計の各段階で設計案を提出し、内容改善等の監修を受けながら、設計を進めること。

【基本設計業務】

- ①設置内容の検討
- ②基本設計図（意匠図等）、整備施工・撤去スケジュール案の作成
- ③製作・整備費概算書の作成
- ④遊具整備エリア及び各遊具のイメージパースの作成
- ⑤全体的な構成と配置図（ゾーニング）、動線計画の作成
- ⑥整備エリアの航空法による制限表面を前提とした整備方法のまとめ

II 実施設計

受託者は本仕様書及び上記 I により作成した基本設計図書に基づき、来年度に整備する遊具等に係る以下の業務について県と協議の上、その承認を得て進めていくものとする。

また、県の指示に応じ、設計の各段階で設計案を提出し、内容改善等の監修を受けながら、設計を進めること。

【実施設計業務】

- ①整備内容の確定
- ②整備概要説明書の作成
- ③遊具構成リスト、仕上げリストの作成
- ④平面詳細図、立面図、展開図の作成

- ⑤実施設計図（特記仕様書、意匠図、造作図、グラフィック図、規準によるリスクの適切な管理及びハザードに関する整理・まとめ等）の作成
- ⑥製作・整備費積算書の作成
- ⑦製作・整備工程計画表の作成
- ⑧整備遊具等の維持管理費の算出（保守点検費、消耗品費等）

Ⅲ 製作・整備費積算見積について

基本設計に係る遊具全体の製作・整備費積算見積（既存遊具等の撤去費、整地費等整備に付随する費用を含む）の最高限度額は、150,000,000 円（消費税及び地方消費税等含む）とする。

ただし、令和 6 年度に整備するゾーンの製作・整備費については 50,000,000 円（消費税及び地方消費税等含む）を限度とする。

9 企画提案書、基本設計及び実施設計作成にあたっての留意事項

企画提案書、基本設計及び実施設計の作成にあたっては、以下の事項を留意すること。

- (1) 陳腐化が早い遊具や既存遊具と重複する遊具は避けること。
- (2) 可動部については、長期使用を前提とし、十分な耐久性を持たせる設計とすること。
また、維持管理費が極力安価なものとする。
- (3) 遊具等に使用する部品は、10年以上経過しても修繕可能な部品等を使用する設計とすること。整備内容によって消耗品が必要な場合は、汎用物品での補充が容易なものを採用するなど、保守管理において、できるだけ経費や労力がかからないよう配慮をすること。
10年以上経過しても修理可能となるよう、部品の選定・構造等に配慮すること。
- (4) 子どもの予期しない遊び方による危険への安全対策を講じること。
- (5) 遊具等は、すべての来園者にとって使いやすいように、ユニバーサルデザインを意識したデザインとすること。
- (6) 災害時など、万一の場合の来園者の安全・避難に十分に配慮した設計・配置とし、材料も防火・防災などの法令に沿ったものとする。遊具等の設置については、地震対策を講じること。
- (7) 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」（平成26年6月）又は一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2014）」に対応した、遊具の利用によるリスクの適切な管理及びハザードの除去に配慮した設計とすること。
- (8) 業務における詳細な工程表を作成し、発注者に提出して承諾を得ること。
- (9) 製作・整備において、屋外遊具等の利用休止については最小限とする必要があるため、必要な利用休止期間及び時期を、企画提案書に示すこと。
- (10) 設計にあたっては、関係法令に合致し、公序良俗に反しないよう留意すること。
- (11) 設計段階において、各遊具等に想定される一年間の維持管理経費及び定期点検・臨時保守に係る経費を別途見積書として提出すること。
- (12) 本委託業務の受注者以外の者でも、製作・整備が可能なものとする。
- (13) 物価及び人件費の上昇が予想されることから、遊具等の整備費用について各年度4%の物価上昇を見込んで見積を行うこと。
- (14) 各年度で整備するゾーンの順番を明確にすること。

10 業務体制

(1) 管理技術者

受注者は、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある者であって、本委託業務を実施するために必要な資格を有する者を管理技術者として選定し、その者の経歴及び資格を書面にて提出して承諾を得ること。

管理技術者は、本業務に係る業務趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、展示企画・設計の実務経験を有する者とする。

受注者は、その者の経歴及び資格を書面にて県に提出して承諾を得ること。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と県がみなした場合は、受注者は、すみやかに適正な措置を講じるものとする。

(2) 業務の進め方について

業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と県担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度、書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

11 費用の負担

受注者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 打ち合わせ、調査結果の報告説明等のための本県の施設への訪問に伴う交通費
- (2) 本県の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償
- (3) 官公署等に届出をする書類の作成及び届出等の手続に必要な費用

12 事業スケジュール

令和5年10月～令和6年2月	基本設計（本委託業務）
令和6年2月～3月	来年度に整備する遊具等の実施設計（本委託業務）
令和6年度	整備（予定。別途入札等を実施する。） 7年度に整備する遊具等の実施設計 （予定。別途入札等を実施する。）
令和7年度	整備（予定。別途入札等を実施する。） 8年度に整備する遊具等の実施設計 （予定。別途入札等を実施する。）
令和8年度	整備（予定。別途入札等を実施する。）

13 成果物

(1) 基本設計図書

基本設計業務が完了した後、実施設計業務を行う前に県へ提出し、検査を受けること。

- ①報告書
- ②基本設計図 A3版 5部
- ③製作・整備費概算書 A4版 5部
- ④上記電子データ USBメモリ又はCD-ROM 1部

(2) 実施設計図書

実施設計業務が完了した後、県へ提出し、検査を受けること。

①報告書

②実施設計図 A 3 版 5 部

③製作・整備費積算書 A 4 版 5 部

④遊具等の維持管理費積算書 A 4 版 5 部

⑤製作・整備工程計画表 A 3 版 5 部

⑥上記電子データ USBメモリ又はCD-ROM 1 部

(3) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合、又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

14 成果物の提出期限

(1) 基本設計図書

令和6年2月16日

ただし、イメージパース、製作・整備費概算書の案等、県の事務作業に必要な書類については、県からの指示の都度提出すること。

(2) 実施設計図書

令和6年3月15日

ただし、製作・整備費概算書の案等、県の事務作業に必要な書類については、県からの指示の都度提出すること。

15 その他留意事項

- (1) 受託者は、建築基準法、消防法、航空法その他関係法令等に適合するよう関係機関と協議しその指示に従うものとする。
- (2) 遊具等の著作権等は香川県に帰属すること。
- (3) 受託者は、委託者と綿密な打合せを行い、協議の上業務を進めること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、委託者とその都度協議の上定めることとする。

16 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課

TEL:087-832-3282 FAX:087-806-0207

e-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp